奈良県告示第百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、五條吉野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十七年七月二十四日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　退任役員の役名、氏名及び住所

理事	西尾　眞守	五條市西吉野町奥谷一一七八
〃	仲山　明良	〃　田殿町五二五
〃	竹本　憲司	吉野郡下市町大字栃原一四〇一
〃	上田　一実	五條市霊安寺町七八九
〃	岡本　好司	〃　西吉野町夜中三八三
〃	清水　益成	吉野郡下市町大字栃原一四八一
〃	高野　正	五條市野原東三丁目二―三五
〃	辰己　清史	〃　西吉野町百谷八〇六
〃	田中　園二	〃　野原中六丁目五―九
〃	谷車　和昭	吉野郡下市町大字下市二七八七
〃	鶴田　稔光	五條市西吉野町湯川九二四―一
〃	中﨑　彰治	〃　〃　奥谷一五
〃	西窪　清人	〃　樫辻町四二九
〃	林　静夫	〃　湯谷市塚町四八五
〃	平田　武稔	吉野郡下市町大字新住二六八―二
〃	前　忠兵衛	〃　〃　大字下市二四二六
〃	的場　利明	五條市西吉野町滝四〇五
〃	玉田　義次	〃　丹原町六〇〇
監事	溝井　昭文	〃　岡町二二八一―二
〃	菊本　善夫	〃　西吉野町北曽木一一〇
〃	岩本　正博	吉野郡下市町大字平原一四一

二　就任役員の役名、氏名及び住所

理事	仲山　明良	五條市田殿町五二五

〃	吉野郡下市町大字栃原一四八一
清水　益成	
〃	五條市西吉野町西新子七七〇
吉田　義一	
〃	〃　霊安寺町七八九
上田　一実	
〃	〃　小島町一六〇―三
西尾　宣三	
〃	〃　湯谷市塚町四八五
林　静夫	
〃	〃　今井三丁目二―五四
寺本　保英	
〃	〃　田殿町三二四
森下　孝	
〃	〃　御山町六
山口　善比古	
〃	〃　野原中二丁目八―二一
木村　正弘	
〃	吉野郡下市町大字下市二七八七
谷車　和昭	
〃	〃　大字新住一七一二
鶴川　裕昭	
〃	〃　〃　八〇七
大西　行信	
〃	〃　大字栃原七六七
堀　光博	
〃	五條市西吉野町赤松六三八
上西　正晃	
〃	〃　神野二三一
岡西　忠彦	
〃	〃　奥谷一七五七
辰巳　貞良	
〃	〃　湯塩六一五
辻岡　弘司	
〃	〃　北曽木六八六―一
桝本　直和	
監事	吉野郡下市町大字栃原九八一
西室　勝一	
〃	五條市西吉野町平沼田一三七二
西前　一夫	
〃	五條市滝町三五九
益田　吉仁	